

知的財産の取り組み

知的財産についての考え方

NISSHAグループは、業績の拡大および新規事業の優位性確保を目的として、「知的財産の保護」に関する基本方針を掲げ、知的財産部が中心となり、当社グループ全体の知的財産戦略の策定と、社内の知的財産権確保に努めています。また「知的財産の保護」は、当社の企業倫理・コンプライアンス指針の重点項目の一つでもあり、第三者の知的財産を尊重するとともに、自社の知的財産の権利化と活用を積極的にすすめています。

「知的財産の保護」に関する基本方針

1. 当社の技術やブランドなどを重要な知的財産として、必要な管理を行います。
2. 業務を通じて生じた発明は、社内規程に基づき届け出ます。
3. 他者の知的財産権を尊重し、侵害しないように努めます。

主な取り組み

特許出願の促進

開発部門で新しく生み出される技術は、特許出願による権利化を目指しています。事業のグローバル化に伴い、日本国内のみならず海外においても特許出願が必要とされます。また、技術開発の促進と特許化は、独自技術を採用したNISSHA製品と他社製品との差別化を図ることにつながります。これは、他社技術の不適切な利用の抑制も意味するため、お客さまにとっても、NISSHA製品に起因する知的財産に関わるリスクを軽減することになります。

他社特許の監視

NISSHA製品が他社の特許権を侵害することがないように、定期的に他社特許を調査し、継続的に監視しています。他社特許の監視には、特許データベースに調査対象を検索式として登録し、定期的に調査結果を得ることができるSDIシステム（Selective Dissemination of Information）を利用しています。

知的財産研修会の開催

社員が知的財産に対する理解を深め、自社の知的財産を適正に保護することができるよう、社外の専門家による知的財産研修会を開催しています。2018年度は基礎編・中級編の2コースを実施し、13人の社員が参加しました。技術系社員の受講を必須として、知的財産に関する知識とスキルの習得を図っています。研修の内容は、知的財産の制度、他社特許の調査手法、発明の把握とブラッシュアップの方法、侵害判断の手法など多岐にわたっています。



知的財産社内研修会の様子
講師:大阪工業大学准教授・弁理士 五丁龍志氏
業務委託先:中央光学出版株式会社

このほか、特許や発明考案、意匠・商標・著作権に関する研修など、当社の知的財産部員が講師を務める研修も多数実施しています。